

○練馬区立幼稚園のあり方検討委員会設置要綱

令和 6 年 10 月 15 日

6 練教教学第 714 号

(設置)

第 1 条 練馬区立幼稚園（以下「区立幼稚園」という。）のあり方に関し、必要な事項を検討するため、練馬区立幼稚園のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、つぎに掲げる事項について検討する。

- (1) 区立幼稚園における適正規模に関すること。
- (2) 区立幼稚園における障害児保育、3 年保育、預かり保育に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、次条第 2 項に規定する委員長が必要と認めること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、教育振興部長とする。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって構成し、教育長が委嘱または任命する。
- 4 前項に規定するもののほか、委員長が必要があると認めるときは、臨時に委員を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴き、または資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員会の下に部会を置くことができる。

2 部会は、委員会の指示に基づき、第2条に掲げる事項について詳細に調査および検討を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 部会の構成、運営方法等については、別に定める。

(会議の非公開)

第7条 委員会および部会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会および部会の庶務は、教育振興部学務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月15日から施行する。

別表（第3条関係）

学校関係者	練馬区立幼稚園長（3名）、練馬区私立幼稚園協会関係者（3名）
学識経験者	教育に関する識見を有する者（2人）
教育委員会事務局	教育振興部学務課長、教育振興部教育施策課長、教育振興部教育指導課長、こども家庭部こども施策企画課長、こども家庭部保育課長